

商法

第1 設問1

1 Bの乙社に対する損害賠償責任について

Cは、甲社の発行済株式の1000株のうち、300株を保有している。

そして、甲社は、乙社の発行済株式の全てを保有しているから、甲社は乙社の最終完全親会社に当たる(847条の3第1項、なお、同条2項1号参照)。

そこで、Cは、847条の3第1項、5項、9項に基づき、乙社に対し特定責任追及の訴えの提訴請求ができないか。

(1) Bが特定責任を負うか(同条4項)。

ア 「発起人等」には、取締役も含む(847条1項、423条1項)。よって、Bもこれに含まれる。

イ 乙社の帳簿価額は3000万円であり、甲社の総資産は1億円である。よって、甲社の総資産に対する乙社の帳簿価額の割合が「5分の1を超える」といえる。

ウ Bの損害賠償責任についてはどうか(423条1項)

本件買取りは、乙社の取締役であるBが「自己」の「ために」すなわち名義で乙社と取引をするものであるから、利益相反直接取引にあたる(356条1項2号)。よって、乙は任務懈怠が推定され(423条3項)、かかる推定を覆す事情はない。また、乙は、本件ワインの市場価格の2倍もの価格で本件買取りを行っており、少なくとも過失があるといえる。また、乙社には、150万円の損害が発生している。

したがって、乙は、423条1項に基づく損害賠償責任を負う。

エ 以上より、乙は特定責任を負う。

(2) したがって、Cは、上記請求ができる。

2 Aの甲社に対する損害賠償責任について

Cは、847条1項に基づき、甲社に対し、Aの責任についての提訴請求をすることが考えられる。

(1) Aは、423条1項に基づき、甲社に対して損害賠償責任を負うか。

ア Aは「任務を怠った」といえるか。

この点について、取締役は会社に対し善管注意義務(330条、民法644条)及び忠実義務(355条)を負う。そして、取締役が会社経営の専門家であることにかんがみ、その判断を尊重する必要がある。

そこで、取締役の判断に著しく不合理な点がない限り、「任務を怠った」とはいえないものと解する。

イ これを本件についてみるに、AはBが本件ワインの市場価格と販売価格を示したのに対し、安易に「それならば300万円で乙社が買い取ることにすれ

ばいいよ」と述べている。これでは乙社はレストランで本件ワインを販売したとしても利益は全くでない。そして、乙社は、甲社の完全子会社であるため、乙社の損害は、甲社の損害となるといえる。

とすれば、上記 A の安易な判断には、著しく不合理な点があるといえる。

ウ したがって、A は「任務を怠った」といえる。

(2) A には、上記判断について少なくとも過失があるといえる。

また、乙社の完全親会社である甲社には、A の判断により損害が発生するといえる。

(3) したがって、C は、上記請求ができる。

第2 設問2

甲社の手続きとしては、甲社は自社の株式を買い取ることになるため、155条3号、156条1項により、株主総会決議が必要である。

そして、特定の株主 C からの購入であるため、160条1項、309条2項2号により、特別決議が必要である。

他方、丙社側の手続きは不要である。

以上